

事務所案内



社会保険労務士法人 事業サポート



はじめに

社会保険労務士とは

- 社会保険労務士は、従業員にかかわることを相談できる専門家です。
- 私たちは、貴社の発展と貴社従業員の福祉に貢献します。

社会保険労務士を活用するメリット

- 社会保険手続きや給与計算業務をアウトソーシングすることで、事務手続きが軽減でき、本業に専念することができます。
- 法改正情報などをタイムリーに入手できます。
- 相談内容に応じて、貴社に合ったアドバイスを提供します。



事務所概要

<所属 社会保険労務士>

代表社員 特定社会保険労務士 福永 鉄也

社員 特定社会保険労務士 藤井 愛美

<事務所 概要>

住 所 〒880-0017 宮崎県宮崎市北高松町1-9

電話番号 0985-89-5731

FAX番号 050-1003-6107



主なサービス内容

- 人事・労務管理・雇用管理に関するご相談
- 労働基準監督署・労働局・ハローワーク・年金事務所等の調査立会及び指摘事項是正サポート
- 労働・社会保険に関する手続代行・帳簿作成
- 給与計算事務(給与・賞与等)の代行
- 雇用に関する各種助成金の支給申請手続代行
- 就業規則等社内人事関連規程の作成・届出代行(人事制度・賃金制度・退職金制度などの構築・運用を含む)
- 個別労使紛争解決援助に関するあっせん代理業務

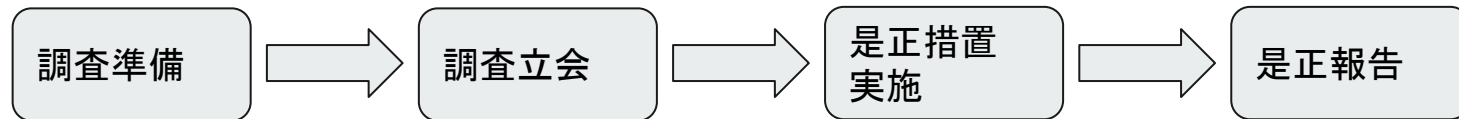


人事・労務管理・雇用管理に関するご相談

- 採用・労働時間・賃金・賞与・退職金・退職・解雇などの労働条件に関するご相談
- 労働保険(労災保険・雇用保険)や社会保険(健康保険・厚生年金保険)に関するご相談
- 人事制度等に関するご相談

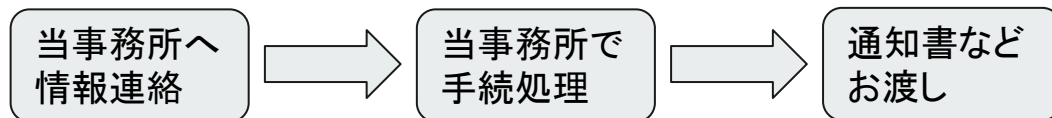
労働基準監督署等の調査立会及び指摘事項是正サポート

- 労働基準監督署・労働局・ハローワーク・年金事務所等の調査に立ち合います。
- もし調査で指摘事項などがあつたときは、その是正措置をサポートします。
- 是正措置内容によっては、別途費用が発生することがありますので、その際には見積書を提出します。



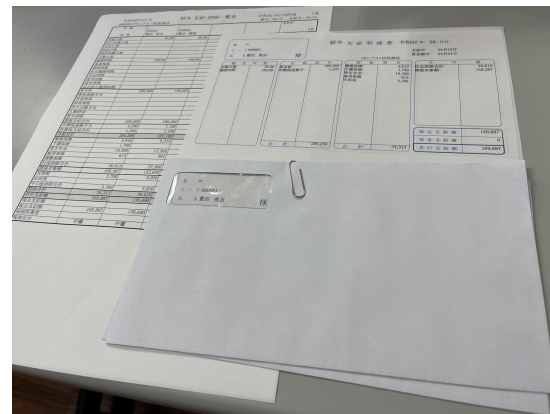
労働・社会保険に関する手続代行・帳簿作成

- 電子申請対応済み。
- 労働保険・社会保険の新規加入手続き
- 毎年の労働保険年度更新・社会保険算定基礎届手続き
- 従業員が入退社したときの雇用保険・社会保険の諸手続き
- 労働者名簿・雇用契約書・年次有給休暇管理簿などの作成



給与計算事務(給与・賞与等)の代行

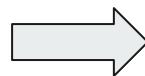
- 月次給与計算業務(年末調整を除く)
- 賞与計算業務
- 賃金台帳の整備



当事務所へ
出勤簿など



当事務所で
給与計算

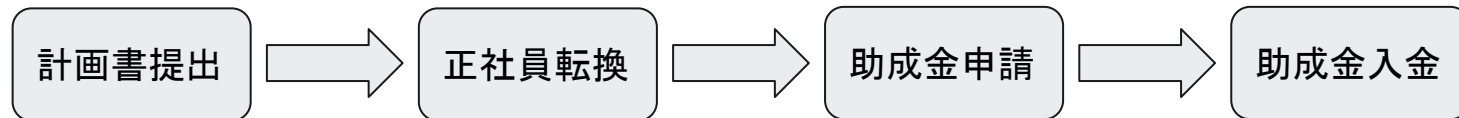


給与明細書
などお渡し

雇用に関する各種助成金の支給申請手続代行

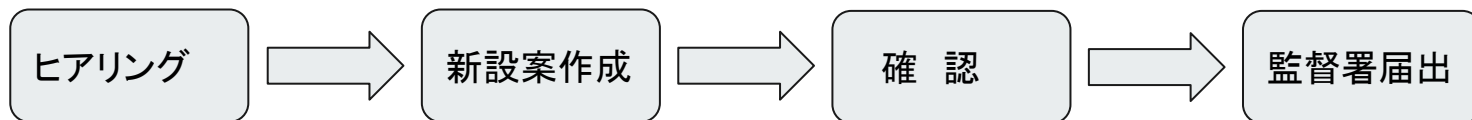
- 雇用調整助成金をはじめとする厚生労働省管轄の助成金等の申請手続を行います。
- 助成金申請手続業務は、顧問契約などには含まれておりませんので、料金はその都度「助成金入金額の10%＋消費税」を助成金入金後に振替させていただきます。

【キャリアアップ助成金の例】



就業規則等社内人事関連規程の作成・届出代行

- 事前に当事務所の特定社会保険労務士が3回程度ヒアリングを行い、貴社の実態に合った就業規則を作成します。
- 同一労働同一賃金にも対応します。
- 就業規則等社内人事関連規程の作成・届出代行の業務は、顧問契約などに含まれておりませんので、料金は別途お見積りします。
- 人事制度(賃金制度・退職金制度・評価制度等)の構築・運用のコンサルティングを行うことも可能です。





個別労使紛争解決援助に関するあっせん代理業務

- 個別労使トラブルが発生した場合、そのトラブル状態を解決するために、裁判以外の解決手続きとして、次のような制度があります。
 - ①労働局長の紛争調停委員会によるあっせんや調停の手続き
 - ②労働委員会によるあっせんの手続き
 - ③民間ADR機関によるあっせんの手続き
- 労働者などから上記機関に申立てがあったときは、当事務所の特定社会保険労務士が代理人又は補佐人として、対応できます。
- あっせん代理業務は、顧問契約などに含まれておりませんので、料金は別途お見積りします。

契約形態とサービス内容

契約内容は、個別に定めることもできます。 ○:料金に含む業務 ×:料金に含まない業務

業務内容	相談顧問	顧問契約 給与計算なし	顧問契約 給与計算あり
ご相談・調査立会	○	○	○
手続き・帳簿作成	×	○	○
給与計算	×	×	○
助成金申請・就業規則作成・ あっせん代理	×	×	×



料金のお支払い方法

- 当事務所の料金のお支払いは、株式会社日本システム収納が行う自動口座振替を利用しています。
- 自動口座振替ですので、いちいち振込をする手間が省けます。
- 振替手数料は、当事務所で負担します。
- 振替日は、毎月22日です。振替金額などは事前にはがきにてお知らせします。

<助成金など追加料金が発生したとき>

- 当事務所にて該当する月のみ振替金額を変更しますので、別途振込などは不要です。